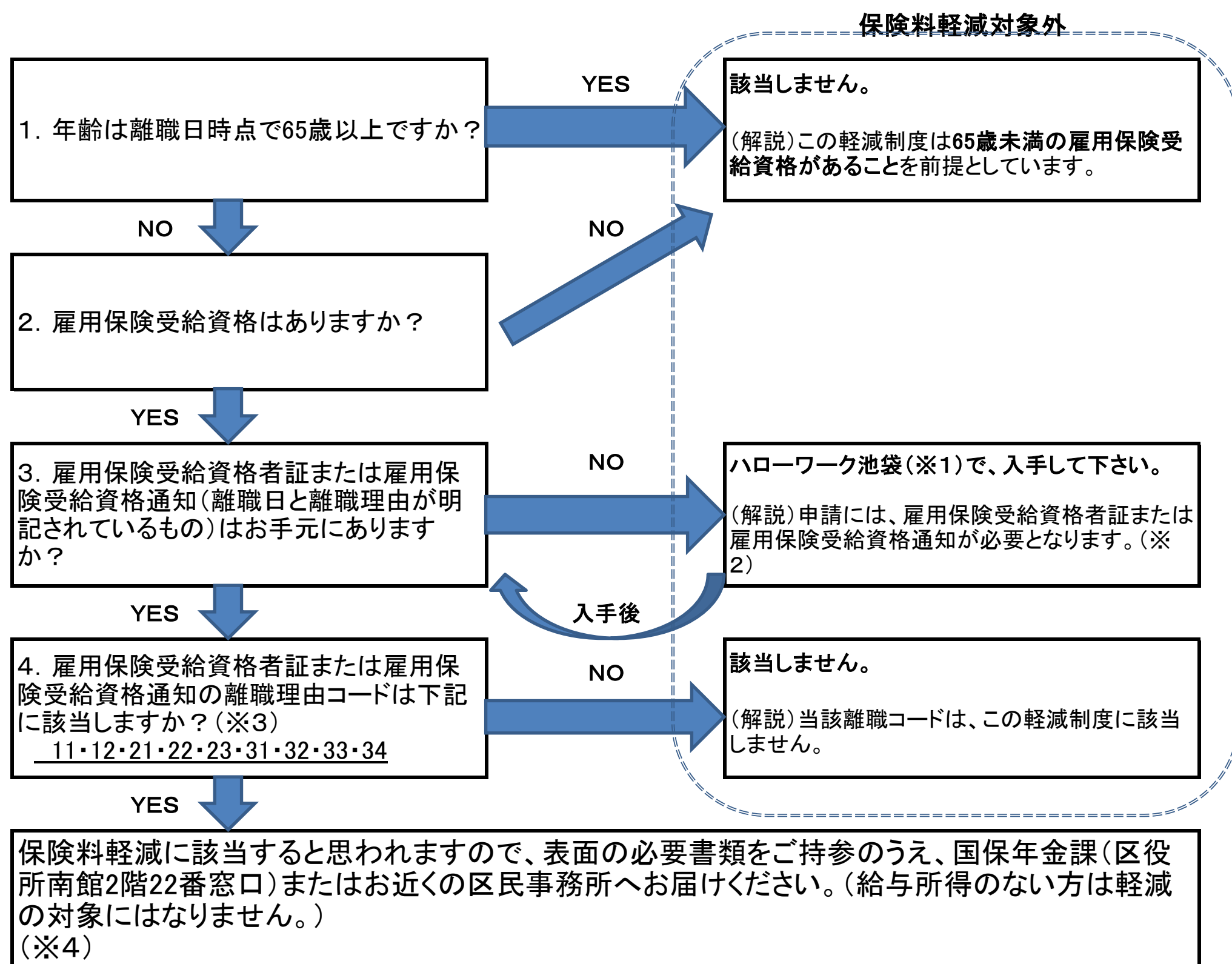


非自発的失業者の保険料軽減 該当・非該当チェックシート



※1 ハローワーク池袋 雇用保険給付課

豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3F TEL 03-5958-8609

※2 マイナンバーによる情報連携(情報照会)は、情報提供者が登録した後、一定の期間を要するとされており、情報連携による確認では事務処理に遅延が生じる可能性があります。そのため、区では雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の持参をお願いしております。

※3 離職理由コードの説明(詳しくはハローワークにお問い合わせください。)

11:解雇(12、50以外)

12:天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

21:特定雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)

22:特定雇止め(雇用期間3年未満等更新明示あり)

23:特定理由の期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)

31:事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

32:事務所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

33:正当理由のある自己都合退職(31、32、34以外)

34:正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

※4 離職日と国民健康保険の加入日によっては該当しない場合がありますので、お問い合わせください。